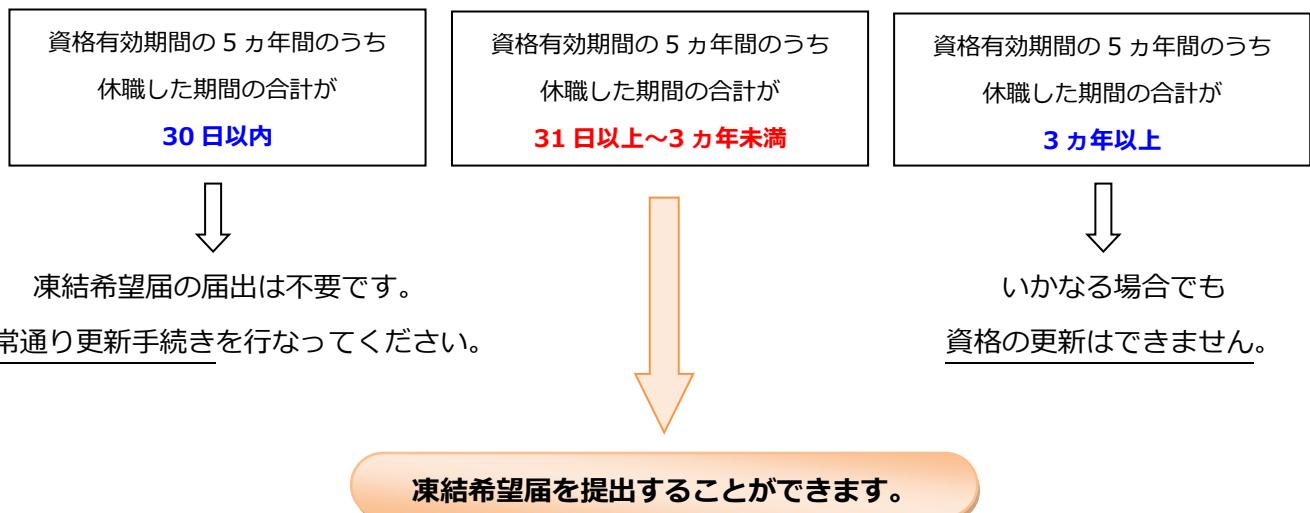


凍結希望届提出から受理までの流れ

「一般社団法人日本卵子学会生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格制度に関する細則」の定めのとおり、認定証に記載されている資格有効期間の 5 カ年間に、日本産科婦人科学会の登録施設において生殖助医療業務に携わらない休職期間(転職・出産育児休等)が生じた場合、休職期間を資格の凍結期間(通算で 3 カ年未満)として凍結希望届を提出することができます。



凍結希望届の提出時期

ご自分が通常更新申請をすべき年度の更新申請期間です。毎年秋に、各種申請要項がホームページに掲載されます。ご自分の資格更新年度の申請時期に、更新申請書類一式のかわりに、凍結希望届のみをご提出下さい。凍結希望届の雛形は、この案内の最終ページに掲載されています。また、凍結期間の早期終了や延長などの変更があった場合は、凍結届の再提出が必要です。速やかに提出されない場合、更新手続きができないことがあります。

凍結希望届の受理通知

本学会からの受理通知が届いた時点で手続き完了となります (通常は 2 月下旬頃に郵送)。受理通知は次回更新時まで必ずお手元で保管してください。

次回更新年度

以下をご参照のうえ、受理通知と照らし合わせてご確認ください。凍結した場合の実務期間・凍結期間の計算、次回更新時期は、ご自身で責任をもって管理いただいております。事務局より個別のご案内はいたしておりませんのでお手続きをお忘れにならないようお願い致します。

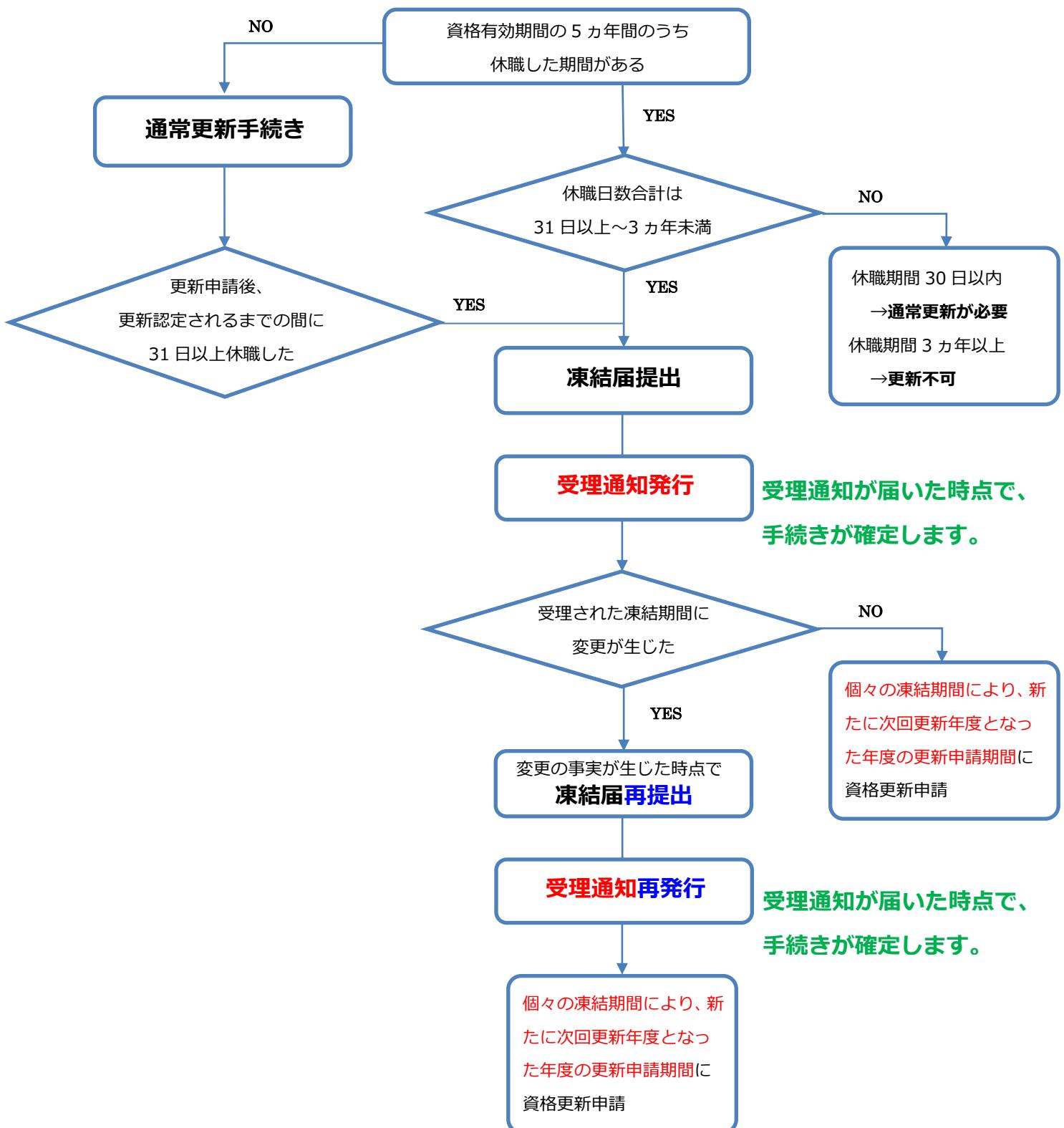
- (1) 31 日以上 1 年未満の凍結の場合：通常更新の **1 年後**での更新申請
- (2) 1 年以上 2 年未満の場合：通常更新の **2 年後**での更新申請
- (3) 2 年以上 3 年未満の場合：通常更新の **3 年後**での更新申請

更新申請後、更新認定前に休職することになった場合

更新申請後から更新認定されるまでの約 4 ヶ月間の間に 31 日以上休職した場合は、その時点で 更新要件を満たさなくなっていますので、凍結申請に切り替えていただくことになります。すみやかに事務局にご連絡ください。

★次ページのフローチャートにて、凍結希望届提出から受理までの流れをご確認ください★

■ 【更新】生殖補助医療胚培養士 凍結希望届提出から受理までの流れ



通常更新申請の流れは「生殖補助医療胚培養士 更新審査申込から認定までの流れ」フローチャートで確認してください。

【更新凍結希望届】

(更新凍結者の凍結期間は、最長で3カ年未満です)

提出日(西暦)

年 月 日

会員番号: No. _____

認定番号: No. _____

氏名: _____ (自署)

所属施設: _____

認定証に基づく更新年度: _____

凍結期間

年 月 日

～

年 月 日

(年 月 日間)

凍結理由:

凍結期間

年 月 日

～

年 月 日

(年 月 日間)

凍結理由:

凍結期間

年 月 日

～

年 月 日

(年 月 日間)

凍結理由:

<事務局記入欄>

受付日	凍結リスト 番号	No.	凍結期間後の 更新予定年度	年度
備考				
	凍結前の認定期間 年 6 月 1 日 ～ 年 5 月 31 日		凍結後の認定期間 年 6 月 1 日 ～ 年 5 月 31 日	